

# ★チャレンジ！夢に向かって★

～ふるさとを愛し、一人一人が「か・が・や・く」国見の子の育成～

## 6年生が考えた献立が給食に登場！！

右の写真は11月1日（金）の給食です。家庭科の授業で、栄養教諭の〇〇〇〇先生から教えていただきながら6年生の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんが考えた献立（ごはん、牛乳、オムレツ、モッツレチーズのめんつゆ漬け、小松菜のみそ汁）を基にして作られました。栄養バランスや旬・地場産物・味・彩り・調理方法・費用などをおさえながら献立を考えました。みんなでおいしくいただきました。素敵な献立、ありがとうございました。



## 〇〇さん、おめでとうございます！！

（一社）大仙市学校給食協会が大仙市の全小学校を対象に行った「第14回ふるさと給食献立コンテスト」で5年生の〇〇〇〇さんが努力賞を受賞しました。美結さんが考えた献立は「ヘルシースタミナからあげ」です。鶏のささみを使ったからあげで、お母さんと一緒に実際に作ったそうです。こうした機会を通して、子どもたちには地産地消食材を使った献立を考えることを通して、食育への関心を高めてほしいと思います。



## オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン

報道等で御存じのことと思いますが、児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶ちません。このような状況を受け、令和5年4月に発足した「こども家庭庁」では、毎年11月を「秋のこどもまんなか月間」と定めて「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施し、家庭や学校、地域等の社会全般にわたって児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、広報・啓発活動を集中的に行っています。

児童虐待というのは、親や親に代わる教育者などが子どもに対して行う「身体的虐待」「性的虐待」「心理的虐待」「ネグレクト（食事を与えない、不潔にする、病気やケガをしても病院に連れていけないなど）」のような行為のことを言います。こうした行為は、子どもの心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えます。

そこで、学校では「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、虐待の確証がないことや保護者との関係悪化等を懸念して通告をためらうことなく、速やかに市や児童相談所等に通告することになっています。このことは「太田北小学校 学校基本ガイド」にも掲載しています。御確認ください。